平成２６年（フ）第２１５号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町2392―15
債務者　金屋　和典
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　　宏
4　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月18日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２４号
東京都板橋区赤塚６丁目７―18
債務者　松戸　廣司
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞鍋　淳也
4　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４３号
千葉県習志野市谷津３丁目１―51―101
債務者　出口　　悟
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山根　元寿
4　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５９号
東京都練馬区大泉学園町４丁目11―２
債務者　菊地　　努
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　岳郎
4　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２号
石川県珠洲市若山町中４の部18番地
債務者　作田　直栄
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　勇輔
4　破産債権の届出期間　平成26年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１３５０５号
東京都世田谷区等々力８丁目26―６―311
債務者　猪俣　亜美
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平澤　慎一
4　破産債権の届出期間　平成26年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４８号
埼玉県所沢市西所沢１丁目14―３―901
債務者　立石　　卓
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　史彦
4　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９号
東京都江東区豊洲４丁目10―４―820
債務者　北村みね子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　恭一
4　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９５号
東京都府中市是政１丁目48―３―101
債務者　藤井　洋介
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木内　雅也
4　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８０号
東京都練馬区石神井台３丁目18―２―607
債務者　高田施強子こと　高田　勢津
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片野田志朗
4　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１９号
東京都品川区大井４丁目29―35―901
債務者　新美　　洋
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾野　恭史
4　破産債権の届出期間　平成26年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１号
北海道檜山郡江差町字尾山町86番地
債務者　相内　政弘
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２５年（フ）第３３７号
盛岡市本宮６丁目１番８―1201号、旧住所福島市上浜町８番16号　コーポ上浜103
債務者　田口　　輝
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３５１号
盛岡市北天昌寺町17番５号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1163番地40
債務者　佐藤　國彦
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３５２号
盛岡市北天昌寺町17番５号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1163番地40
債務者　佐藤　定幸
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部